

# 我が国の地震防災に関する政策体系

参考資料 1

地震及び火山噴火予知研究計画に関する  
外部評価委員会（第21回）

H19. 4. 26

## 中央防災会議

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき、内閣府に設置。

(主な事務)

- ① 「防災基本計画」「地域防災計画」の作成及びその実施の推進
- ② 非常災害の際の緊急措置に関する計画の作成
- ③ 内閣総理大臣、防災担当大臣の諮問による防災に関する重要事項の審議  
(防災の基本方針、防災に関する施策の総合調整 等)
- ④ 防災に関する重要事項に関し、内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見具申

## 防災基本計画(平成17年7月)(抄)

- 地震調査研究推進本部は、地震に関する調査研究計画を立案し、調査研究予算等の事務の調整を行うものとする。

## 地震調査研究推進本部

地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)に基づき、政府の特別の機関として設置(本部長:文部科学大臣)。

(主な事務)

- ① **地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案すること**
- ② 関係行政機関の地震に関する調査研究予算等の事務の調整を行うこと
- ③ 地震に関する総合的な調査観測計画を策定すること
- ④ 地震に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等を収集し、整理し、及び分析し、並びにこれに基づき総合的な評価を行うこと
- ⑤ ④の評価に基づき、広報を行うこと

## 地震調査研究の推進について(抄)

### 第3章 当面推進すべき地震調査研究

1. 活断層調査、地震の発生可能性の長期評価、強震動予測等を統合した地震動予測地図の作成
2. リアルタイムによる地震情報の伝達の推進
3. 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域及びその周辺における観測等の充実
- 4. 地震予知のための観測研究の推進**

## 科学技術・学術審議会測地学分科会

科学技術・学術審議会の下に、測地学及び政府機関における測地事業計画に関する事項を調査審議することを目的として設置。

(建議)

- ① 地震予知のための新たな観測研究計画(第2次)
- ② 第7次火山噴火予知計画



**本年1月に、両計画に対するレビュー報告書を取りまとめ、今回、その外部評価を実施**